

令和6年第5回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

令和6年第5回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和6年10月16日（水）午後4時30分～午後4時50分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター 1階会議室

3. 出席委員

教 育 長	三 浦	剛
教育長代理	青 木	健 治
委 員	沼 本	綾
委 員	松 尾	敦 史
委 員	林	里 美

4. 出席職員

課 長	赤 井	圭 二
参 事	春 山	顕 一
主 査	前 田	直 輝

5. 議 事

議案第23号 沼田町教育委員会教育長職務代理の指名について

議案第24号 沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

6. 付議案件は次のとおり

前会会議録の承認

教育長の報告

その他

【開会】

(教育長)

はじめに、先月開会の第3回議会定例会において、林教育委員の任期満了に伴い、横山町長から教育委員の指名が有りまして、議会の同意を得て、林委員が再任となりました。

それでは、ただいまから令和6年第5回沼田町教育委員会定例会を開催いたします。

議案の2番目、前会会議録の承認についてを議題といたします。課長より説明をお願いいたします。

(赤井課長)

令和6年8月30日に召集されました第4回教育委員会定例会は、4人の委員に出席いただき、職員は5人が出席いたしました。

教育長の報告としましては、夜高あんどん祭りにつきまして、子どもたちが立派に祭りを盛り上げて無事開催できたことや、空知教育局の金田局長らが視察に来られたことを報告させていただきました。その他、詳細については教育行政報告の中で報告させていただくこととし、次の議案2件についてご審議いただきました。

議案第21号 令和6年教育行政報告について

中体連等各種大会の結果や、7月に開催した沼田学園教育講演会の開催状況、学習サポート「明日萌」と公設塾「みらい」の夏期講習会の取り組み状況をはじめ、6月に実施した台湾との友好交流協定、8月に実施したTwo-way留学や小矢部市青少年交流の受け入れ、そしてB&G北海道ブロックスポーツ交歓会、北海道イエロースターズバレーボール教室のほか、社会教育事業、化石事業の実施について報告し、教育行政報告として9月定例議会に提出することをご審議いただき、ご承認いただきました。

議案第22号 令和6年度沼田町一般会計教育費補正予算(案)について

沼田学園小・中学校のネットワーク機器(U T M)更新事業の委託料と、前年度の実績に基づいた、北竜地区と恵比島地区の活性化センター除雪委託料の増額、文化財収蔵センター、町民体育館、高穂スキー場駐車場の除雪委託料の増額、同じくスキー場のウォーターサーバーと重機借上料の増額補正についてご審議いただき、ご承認いただきました。

以上、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしく願いいたします。

(教育長)

前会会議録のご説明が終わりました。お諮りいたします。これを承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、前会会議録は承認することといたしました。

(教育長)

議案の3番目、教育長の報告について申し上げます。

9月18日に、第3回議会定例会が開会されました。今回の定例会では、町長に対する一般質問が9件、教育長に対しての質問はありませんでした。

また、学校行事関係では、10月2日に中学2年生の職場体験学習を町内6か所の職場に協力をいただき実施しており、10月12日には小学校の学習発表会が実施されまして、98人が心を一つにして盛り上げることをテーマに、ダンスや劇、合唱等これまで取り組んで内容を発表しました。

社会教育関係では10月6日に、ラジオ体操が終了し明日萌の里、ほたるの里ウォーキングを実施し、約70人が参加しています。

また、令和6年度いきいき大学は10月7日に終了いたしております。

以上で教育長の報告を終わります。ただ今の報告の中で、質問等ございますか。

(質問等なし)

(教育長)

ないようですので、4番の議事に入ります。

議案第23号 沼田町教育委員会教育長職務代理者の指名について を議題といたします。私の方から提案させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者の指名を次のとおり行う。令和6年10月16日提出。教育長名でございます。

それでは、教育等職務代理者の指名をいたします。引き続き、青木委員を教育長職務代理者に指名いたします。よろしく願いいたします。青木職務代理者より、一言ご挨拶願います。

(青木委員)

ただいま指名をいただきましたので、また一年努めていきたいと思っております。昔、参加していた幼稚園の行事が、こども園になってから辞めてしまったものもあり、また、幼児教育の分野は部局が変わったこともあり、教育委員会としては手薄になっていたのだと実感しました。率直な現状を聞いて、色々な課題があるのだと思われました。教育委員会の職務もまた一段重くなってくると思っておりますが、皆様の協力を得ながら活動をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(教育長)

ありがとうございます。

それでは、次に議案第24号 沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

(赤井課長)

はい。議案第24号 沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領を別冊のとおり提出する。令和6年10月16日提出。教育長名でございます。

まず、提案理由といたしましては、今般、北海道から道立学校職員の在宅勤務について、在宅勤務実施要領が制定されました。令和6年7月4日から、長期休業期間の在宅勤務を可能としたことに伴い、沼田町においても道立学校職員に準じた在宅勤務を可能とし、町立学校職員が働きやすい環境とするため、本要領を制定するものであります。

別冊をご覧ください。沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領でございます。趣旨としては、第2条にありますように、「職員が日常的に使用するタブレット端末」を「指導用端末」と呼んでいますが、これを活用して在宅勤務を行うことを「テレワーク勤務」と呼んでいます。長期休業中に職場で使っている指導者用端末を自宅に持っていき、在宅勤務をすることができるようになる要領でございます。

実施期間は、第3条にありますように、長期休業期間中としています。夏休み、冬休み期間が主になります。実施日数については、連続した正規の勤務時間で5日までを原則としています。校長が認めた場合は、日数を延長することができます。第5条は、在宅勤務管理簿についてです。別記様式1として末尾にお配りしておりますが、こちらの様式で申請と管理を行うこととしています。

また、勤務時間については、次のページの第9条にありますように、沼田町立学校管理規則で定める勤務時間に準じています。時間内は当然、職務に専念していただくこととなり、第12条において、実施職員は勤務の開始と終了について、電話やメール等で校長に報告し、第2項では、必要に応じて適宜、業務の実施状況を報告しなければならないとしています。つまり、在宅勤務中であっても、管理職である校長に、しっかりと業務の報告をするということになっております。

当然、テレワークをする場合、セキュリティの問題が重視されることとなります。第18条で、実施職員は、指導用端末を自宅等に持ち帰り、テレワーク勤務をすることができるとし、第2項で、IDやパスワードを端末に貼付しないことや、電子データを指導用端末に記録することはできないとしています。つまり、児童生徒の個人情報や家族の状況について、端末に記録したまま持ち出さないように定めています。勿論、USB等の

記録媒体の持ち出しも同様です。第2項内の「オ」にありますように、校長の許可を得て、個人所有のルーター等の通信機器に接続し、アプリケーション上で業務を処理することはできますが、指導者用端末にデータをダウンロードして業務を処理してはいけないとしています。USB等の媒体の接続も不可としています。ですので、業務は非常に限られてくるとは思います。

情報セキュリティの確保ということで、第19条では、セキュリティポリシーに基づいて実施していくことを記載しており、障害や事故が発生した場合。つまり、情報漏洩や紛失が生じた場合は、速やかに校長および教育課長に報告し、各担当で速やかに被害状況を確認し、教育長および総務財政課長へと報告することとしています。

元々、コロナ禍の中で在宅勤務が加速しましたが、新たな働き方のひとつとして在宅勤務が認められたご時世において、今般、道立学校職員に準じる形で町立学校職員の在宅勤務を可能とするものであります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりました。

道立学校では、夏休みから実施されています。そういう流れの中で、組合からも教育委員会に制定を求める依頼が来ておりました。

心配となるのは、セキュリティと服務規律であり、特に十分に学校管理職から指導を徹底しながら運用していただくようにご理解をいただくことを含め、校長にお話させていただいた上での提案となっております。内容についても学校と協議させていただいておりますことを補足させていただきます。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(林委員)

長期休業期間は、先生方は毎日学校に出勤しているのですか。

(教育長)

その通りです。

沼田の場合、夜高あんどん祭りの準備で、先生方も夜は作成にあたっており、その分の時間を積み上げて長期休業期間中の代休とするといったことは校長の判断で可としておりましたが、また違った形の長期休業期間中の働き方として提案するものです。

コロナ禍の期間中に在宅勤務を認めた経緯があり、その流れから平時の在宅勤務も認めてほしいという話があった、ということが道への要望の発端のようです。

ただ、実際に家で仕事ができるかということ、テストの採点等に限られてしまい、多くの業務は学校に行かなければできないのではないかと思います。

それではよろしいでしょうか。お諮りいたします。議案第24号 沼田町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について、提案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(教育長)

異議なしということで、議案第24号は、提案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定していました議案は終了いたしました。これにて令和6年第5回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。